平成28年2月定例会 環境農林委員会の概要

日時 平成28年 3月 4日(金) 開会 午前10時 2分

散会 午後 2時25分

平成28年 3月18日(金) 開会 午前10時 2分

閉会 午前11時 8分

場所 第6委員会室

出席委員 武内政文委員長

蒲生徳明副委員長

岡田静佳委員、日下部伸三委員、伊藤雅俊委員、神尾高善委員、小島信昭委員、

江原久美子委員、井上将勝委員、石川忠義委員、前原かづえ委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部関係]

半田順春環境部長、大久保伸一環境部副部長、棚沢利郎環境部副部長、

山野均環境政策課長、安藤宏温暖化対策課長、松山謙一エコタウン課長、

水井廣二大気環境課長、葛西聡水環境課長、田中淑子産業廃棄物指導課長、

豊田雅裕資源循環推進課長、野口典孝みどり自然課長、

脇坂純一環境科学国際センター事務局長

木幡邦男環境科学国際センター研究所長、

竹内庸夫環境科学国際センター研究企画室長、

細野繁雄環境科学国際センター研究推進室長、

白石英孝環境科学国際センター研究推進室副室長兼環境放射能担当副室長

「農林部関係」

河村仁農林部長、篠崎豊農林部副部長、松村一郎農林部副部長、 山崎達也農業政策課長、奈良原栄司農業支援課長、持田孝史生産振興課長、 橋本栄森づくり課長、大図早孝農村整備課長、田中誠農産物安全課長、 中島一郎畜産安全課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件	名	結 果
第43号	県営土地改良事業に要する約額について	圣費の関係市町の負担	原案可決
第44号	農道整備事業等に要する経費 について	愛の関係市町の負担額	原案可決
第49号	埼玉農林業・農山村振興ビジ	ョンの策定について	原案可決
第52号	平成27年度埼玉県一般会計 うち環境部関係及び農林部関		原案可決
第57号	平成27年度埼玉県就農支援 計補正予算(第1号)	餐 資金貸付事業特別会	原案可決

議案番号	件	名	結 果
第74号	埼玉県森林整備加速化・林業 改正する条例	再生基金条例の一部を	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査

県有地への太陽光パネルの設置について

報告事項

- 1 環境部関係
- (1)環境科学国際センターの取組について~地下環境に関連する研究を中心に~
- (2) 第8次埼玉県廃棄物処理基本計画(最終案)の概要について
- 2 農林部関係

埼玉次世代施設園芸拠点の推進について

その他

第52号議案について附帯決議を付することを決した。

【付託議案に対する質疑(環境部関係)】

前原委員

- 1 彩の国みどりの基金積立金の増額補正について、寄附金の増額は一人からのものか、 複数者からのものか。
- 2 積立金に目標額はあるのか。また、目標に達したときの使い道はどうなっているのか。

みどり自然課長

- 1 寄附金については、一個人からのものである。名前や金額は公表を控えてほしいと言われている。
- 2 彩の国みどりの基金には、自動車税収入の1.5%相当額の普通自動車1台当たり約50円と寄附金を積み立てており、寄附金については4,000万円程度を目標としている。また、使途であるが、森林の整備・保全、身近な緑の保全・創出、みどりの再生の県民運動の展開の3分野で事業を展開し、県内のみどりの再生を進めている。

前原委員

基金の使途である3分野の中には減額補正をしている事業もあるようだが、今後手厚く 取り組むべきと考えている分野はあるか。

みどり自然課長

彩の国みどりの基金については平成20年度から事業を開始し、金額ベースでは、森林の整備・保全で約6割、身近な緑の保全・創出で3割強、県民運動の展開で数パーセントを活用している。都市部における身近な緑の保全・創出の面積が少ないので、今後重点的に進めていきたい。

小島委員

エコタウンプロジェクト推進費について、補助申請が見込みを下回ったとして、半分減額となっているが、内訳、実態はどうなっているのか。

エコタウン課長

本年度から新たに公募した展開エコタウンである所沢市及び草加市と、ミニエコタウンとして公募した4事業者と協働で事業を進めている。この審査や街区決定などにおおむね半年間を要したことから、実質的な補助事業の開始が10月となり、件数、金額が半分程度になったため、半分の補助金額を減額している。

小島委員

時間がなかったという言い訳であるが、例えば県民が要望する人気の事業で増額補正するならともかく、プロジェクトが周知されているのにもかかわらず半分減額するというのは県民がこの事業を求めていないのではないか。事業の方向性を考え直すべきではないか。

エコタウン課長

展開エコタウンは、本庄市及び東松山市の先行エコタウンと地域特性の異なるモデル市

を選定した。目標を参加率40%、エネルギー削減率20%に置き、その初年度と考えると、所沢市では目標150件に対して120件の申請でほぼ目標どおり、草加市では130件の目標に対し35件と苦戦している。これまでにない混在地域で取り組んでおり、今後は新しいことにチャレンジしながら参加者を何とか増やしていきたい。

小島委員

県民が参加したいと思うプロジェクトではなくなっているのではないか。需要と供給が合っていないように感じる。プロジェクト当初からの課題として、参加した方からデータをしっかりと取っているのか。参加した方がどれくらいの成果が上がっているのかが分かるようにするべきではないのか。

エコタウン課長

成果としては、街区全体でのエネルギー削減状況が一番分かりやすいと考えている。先行エコタウンでは全体で880戸のうち参加率が40%、300戸強の参加を得ている。880戸全てのエネルギー使用量を把握するために子メーターを設置することは現実的に難しいため、推計という形で出している。国で出している推計方法に基づき、参加者一軒ごとに算定し、エネルギー削減率22.5%を算出している。エネルギーの使用状況は年により異なることがあるため、今考えられる一番正確な数値として算定している。また、プロジェクトを進めながら参加者の一部の方から具体的なデータをいただいているものもあり、こうした実測値も使いながら推計している。

小島委員

これだけ公金を投じている事業であるのだからデータ提出を義務付けるべきではないか。 事業のやり方を再考した方が良いのではないか。データ提出を参加者に課しても問題ない のではないか。

エコタウン課長

原則としてはデータの提出をお願いしているものの、街区に住む全員の方からデータを頂くことは難しく、協力いただける方に出していただいている。今年度からは、省エネ家電買換えに対する補助金を申請した方には必ず出していただくようにしている。一方で、補助金という性格上、あまり義務付けをすると参加者が減るリスクもある。

小島委員

その答弁には納得できない。補助金を交付したらその結果を得ることが普通ではないか。 私が以前に農業関係で得た補助金は、申請にも多くの資料が必要な上、交付から二十数年 経っても資料を求められることもある。これでは手ぬるい。検証がうまくできないような 補助金はおかしい。補助金を出す以上、それに見合ったデータを頂くのが当然と思うがど うか。

環境部長

現在は、義務ではなく、協力という形で報告いただいている。その中で、今一番得られ やすいデータは今年と昨年の比較などで活用できる電気使用量である。エネルギー削減量 の推計値を精緻なものにするため、今後は補助金受領者から最大限データを頂くようにし ていきたい。

神尾委員

先日、先行エコタウンを委員会で視察したが、事業化して県が税金を投入した結果、どのくらいのCO₂が削減され、どういう結果が得られたのかということを、次の所沢市と草加市で取り組む基準にして、予算編成をしたのではないのか。半分減額となるのは二一ズが低い、あるいは説明不足ではないのか。アバウトに予算を計上したということではないはずである。この事業を進めるに当たって議会にきちんと報告する必要があるのではないか。森が減っても、この事業によってCO₂がこれだけ削減できる、ということを議会に報告しながら県民に対して推進していかなければ、議会軽視に当たるのではないか。

環境部長

エコタウンプロジェクトは、災害の面から、また自立エネルギーの確立の面からも必要であり、既存街区を徹底的にエコ化していくという方向性は環境部として、埼玉県として間違っていないと考える。今年度の補助申請が予算額の半分となったのは、県民のニーズが減ったのではなく、我々の努力不足の面もあったと考える。今後ともしっかりと説明し取り組んでいく。

日下部委員

機会あるごとに、エコタウンプロジェクトの費用対効果について問いただしており、上田県政全般について、事業の費用対効果の評価が甘いと感じているが、どのように認識しているのか。

環境部長

例えば、国では、けいはんなや豊田市など4か所でスマートシティ実証事業を総額100億円、200億円を投じて進めており、このエネルギー削減率はおおむね20%程度とされている。一方、県のエコタウンプロジェクトでは先行エコタウンに総額5億円を投じた結果、22%のエネルギーを削減しており同程度の成果を上げている。その比較から考えると、費用対効果としては高いと考えている。

【付託議案に対する質疑(農林部関係)】

前原委員

- 1 第52号議案の経営体育成条件整備費について、今年も1月に降雪があり農業被害があった。2年前の大雪被害で被害を受けたところで再度被害を受けたところもあるようだが、なぜ減額してしまうのか。
- 2 農業経営基盤強化対策費の減額補正の理由を伺う。
- 3 埼玉農林業・農山村振興ビジョンで新規就農者数の目標が掲げられているのに、農業 後継者育成対策費が大幅に減額補正となっている理由を伺う。

農業ビジネス支援課長

1 経営体育成条件整備費は、気象災害で被災した農業者の復旧を支援する事業と、地域の農業者の経営発展を支援する事業の2つがある。被災農業者を支援する事業は、国へも要望したが今年度の降雪は対象にならないとのことであった。また、地域の農業者の発展を支援する事業は、取組に応じてポイント付けをし、そのポイントに基づき採択が決まる。今回の減額は、ポイントの低い農業者が申請を取り止めたことと、申請したが

国の採択が得られなかったことによるものである。

2 農業経営基盤強化対策費については、農地中間管理事業に関するものである。農地中間管理事業は、国庫補助金を財源に県で農業構造改革支援基金を造成している。平成27年度も基金の積み増しが予定されていたが、基金残額に余裕がある県に対しては、国からの新たな配分がなかったため、積立金約1億5,700万円を減額する。農地中間管理機構が農地所有者から農地を借り受け、担い手に転貸するまでの期間が短く済んだことにより、管理費が見込みよりかからなかったため、約1億3,500万円を減額する。機構から市町村、JA等に業務委託しているが、無償で委託を受ける市町村等が多かったことから約8,300万円が減額となった。また、農地中間管理事業を活用した地域や個人に交付される機構集積協力金について、来年度の取組に合わせて交付を希望する市町村があったことから約4,500万円の減額があり、総額で4億4,317万8千円の減額となっている。

農業支援課長

3 農業後継者育成対策費の減額理由であるが、新規就農総合支援事業として事業を実施しており、青年の新規就農者に係る研修時と就農直後の経営が不安定な期間に所得を確保するために国の補助金により年間最大150万円を交付するものである。減額補正の主な要因は、平成27年1月の国の緊急経済対策により、前年に2月補正を行い、平成27年度の給付対象者のうち70人分の約7,000万円を平成26年度中に前倒し交付したことによる。本来であれば、この時点で平成27年度当初予算から7,000万円減額して要求するところであったが、関東農政局から平成27年度においても緊急経済対策に関する情報を得ていたため据え置いた。結果的に、平成27年度は180人分を予算化し、補正予算による前倒し交付がなかったため、今回の減額となったものである。

前原委員

1月の雪害について、国の支援対象にならないとのことだが、改めて被害に対して国からの何らかの支援の情報はないのか。

農業支援課長

国では、2月23日に、大雪等被害産地営農再開支援対策として、次期作の種子代や肥料代などの補助等を行う「雪害対応産地再生緊急支援事業」と、パイプハウス等の建設への補助等を行う「産地パワーアップ事業」を打ち出した。「産地パワーアップ事業」では、これから基金を造成していく上、対象も産地全体の取組となるため、被災農家だけに限定して支援することは困難であるが、既に市町村等にこの事業の情報は提供しており、今後、市町村の意向を確認しながら、検討していきたい。

石川委員

埼玉園芸生産力強化支援費の繰越理由について、もう少し詳しく説明をお願いする。

生産振興課長

繰越の理由であるが、平成27年2月定例会で採決された附帯決議を受け止め、県内農家の意見や要望、学識経験者・専門家・大学等の意見を聴きながら農家が導入しやすくなるような施設・技術の仕様となるような見直しを行ってきた。その結果、設計に多くの時

間を要したことから、工事には着手をしたが年度内の竣工が困難となったものである。

石川委員

農家が導入しやすくなる施設に見直しをした、という部分をもう少し詳しく説明してほ しい。

生産振興課長

例えば、ハウスについては当初1ヘクタール規模のハウスを3棟建てるという予定をしていたが、1ヘクタール規模のハウスは農家がなかなか導入できないだろうという意見があり、30アール規模のハウスを11棟建てるという規模の変更等を行ったものである。

石川委員

変更したのはこの部分だけか。また、農家の意見を集約するに当たってどのような努力をしてきたのか。

生産振興課長

大きな仕様の変更はその部分であるが、ほかにも暖房機の設置場所や天窓の向き、内部の温度むら等の対策としてのダクトの設置等についても、いろいろな方の意見を聴き、農家への普及を考えた様々な変更を行ってきたところである。また、農家からの意見についてであるが、一つには8月5日に開催した次世代施設園芸技術研修会の中で農家から様々な意見や要望を頂いた。11月26日にはコンソーシアムの臨時総会を開催し、トマト産地のメンバーの方から意見を頂いた。12月には大きな産地である北川辺とまと研究会の方と意見交換、情報交換を行った。本年2月3日には次世代施設園芸トマト研究会の総会及び研修会を開催し、農家から意見・要望を頂いた。また、昨年度中もトマトの産地、施設園芸の産地にも出向いて様々な意見等を頂いた。

石川委員

2月3日の研修会では、トマトの生産者など、参加した方の意見を聴取したとのことだが、生産者の意見には具体的にはどのようなものがあったのか。

生産振興課長

2月3日の研修会では、この拠点で実証する技術内容について多くの要望が寄せられた。 具体的には、「CO₂の施用の仕方についてよく分からない部分があるので、ここでよく実証をしてその成果を是非教えてほしい」、「細霧冷房等についても導入していきたいが、どういう効果があるのかよく分からない部分があるので教えてほしい」など、ここで実証される技術について非常に期待を寄せているという意見を頂いた。

江原委員

- 1 埼玉農林業・農山村振興ビジョン(案)について、12月定例会における行政報告後に意見などを受けて変更したことがあれば、変更のポイントを伺いたい。
- 2 第52号議案のうち埼玉園芸生産力強化支援費の繰越明許について、資料6に示されているスケジュールでは既存施設の撤去が平成28年の2月となっているが、現地の現在の状況はどうなっているのか。

農業政策課長

1 10の柱に対する指標については12月定例会では御意見等がなかったが、農業産出額のような指標が必要ではないかという御意見を頂いていた。農業産出額を指標にするのは、その年の気候や農産物の価格の変動等、他律的な要因が大きく、困難な面があるが、他県においては農業産出額等を指標にしているところも見受けられた。国が平成27年3月に「食料・農業・農村基本計画」とともに策定した「農業経営等の展望」では、農業所得を平成37年度までの10年間で、約20%向上させるとしており、5年では10%向上ということになる。そこで、これを参考にして県の施策効果を踏まえて15%という目標を作った。この15%という数字は積み上げて作った数字ではないが、例えば国の統計では全国ベースの主業農家の農業所得は500万円強であり、15%向上で600万円弱になる。県内の意欲ある農家の所得がこのようなイメージで増えることに取り組んでいくことを示すためにこの目標を設定した。

生産振興課長

2 既存施設の撤去はほとんど終わっており、後は細かな片付けなどが残っているような 状況である。2月から施設の本体の工事が始まっており、現在、基盤整備を行っている ところである。3月の中旬以降、ハウスの工事に着手する予定である。

江原委員

- 1 去年の予算審査時の附帯決議を受け、農家の方のいろいろな意見を様々な面で取り入れることで、附帯決議にある「事業のメリットを県内生産者が享受できるようにするべきである」という部分への対応をしたということで理解してよろしいか。
- 2 3月にハウス工事が着工されるとのことであり、繰越明許で来年度も事業を進めて行くと思うが、今後の予定について伺う。

生産振興課長

- 1 附帯決議を重く受け止め、県内農家の意見、要望、学識経験者や専門家の意見を聴きながら、農家が導入しやすい施設や仕様となるように見直しを行ってきた。これは正に 附帯決議に即した対応を行ってきたと考えている。
- 2 今後の予定は、資料6のスケジュールのとおり、2月から施設の整備が始まり、平成 29年2月までには順次ハウスを建て、その後、試験栽培に移っていく予定である。

江原委員

トマトは商品価値が高いものであると思っているが、埼玉県が国の全額補助を使ってこの事業を大々的に実施することについて、県としてのスタンス、意気込みを伺う。

生産振興課長

本事業は国の次世代施設園芸導入加速化支援事業であり、国の攻めの農林水産業の大きな柱として位置付けられている。日本の施設園芸を次世代に向かって発展させるため、産・学・官の全ての英知を結集させて農業のイノベーションを起こすことを狙いとしている。本県では、国の狙いに添い、最先端の環境制御技術を取り入れた施設園芸モデルの実証研究を行っていくことにより、その成果を県内農家に広く普及させることを目的に実施するものである。野菜は本県にとって最も重要な品目であると考えているので、この事業により、県内の施設園芸農家の技術の底上げや産地の活性化を図りながら、農業を発展させる

よう進めていく。

江原委員

今回、この事業について繰越明許を設定しているが、事業の中止や事業のスキームが変わるなどいろいろなことが考えられると思う。そのような場合に県が賠償や責任を求められるということはあるのか。

生産振興課長

国のスキームに沿った事業実施をしており、スキーム変更により事業継続が困難となると、国から承認を取り消されること等が想定される。また、そのような場合に、埼玉県からの一方的な中止というようなことになれば、取組主体であるイオンアグリ創造から損害賠償を請求される可能性がある。

井上委員

スケジュールについて、もう少し詳しく伺う。国からはどういうスケジュールでやってもらいたいと打診されているのか。また、昨年度、予算が可決された後の現地の現状はどうなっているのか。

生産振興課長

スケジュールについては工事が遅れたこともあり、現在、やっと本体施設工事を着工した。繰越しが認められればの話ではあるが、国からは必ず来年度中に竣工するように、と現時点では言われている。また、それ以上の繰越しは認められないと言われている。現地の現状としては、施設の撤去がおおよそ終わり、本体工事に入っている状況である。

井上委員

昨年から事業が始まって、国から10億円、イオンも9億円支出するということで、取り決めがあったと思う。昨年からイオンも準備等を行っていると思うが、イオンはこれまでどういうことをやり、この事業を開始するに当たって投資してきた金額が分かれば教えていただきたい。

生産振興課長

取組主体であるイオンアグリ創造の支出としては、補助金部分のみしか把握していないが、今までのところ、地質調査に約100万円程度、基盤整備・施設整備に係る実施設計に4,600万円程度である。本体工事に係る契約として約18億円程度の契約をしているが、支出はしていないと思う。また、専任の担当者を3名程度つけ人件費が掛かっていると考えている。

井上委員

県とイオンとの契約内容について伺いたい。イオンがこの事業に当たり、何を県に対してしてくれるのか、また、県のイオンに対する責務や債務の内容を詳しく伺う。さらに、 プロジェクト期間としては何年程度を考えているか。

生産振興課長

イオンアグリ創造、久喜市、次世代施設園芸トマト研究会などでコンソーシアムを作っ

ており、規約の中でそれぞれの役割や責任を記載している。例えば、埼玉県の責任としては、全体の調整役、用地の確保、栽培技術の実証に関すること、生産者や農業関連企業の経営発展に資すること、などをすることと書いてある。イオンアグリ創造については、次世代園芸施設の整備に関すること、管理や必要な修繕、成果をきちんと報告することなどが記載されている。国庫補助事業については耐用年数が施設の種類によって決まっており、ハウスの耐用年数が14年間であることから、補助事業としては14年間の縛りがある。

井上委員

コンソーシアムに全農が入っているが、農協との連携や情報交換はどのようにしていて、 農協がこの事業にどういう意見を持っているのか伺う。

生産振興課長

全農を含めて、各農協にも意見交換及び情報交換を行っている。次世代施設園芸トマト研究会にも農協が入っており、産地の発展のためには、技術を取り込んでいきたいという話を聞いている。また、成果は組合員に伝えていきたいとの話を聞いている。

井上委員

この事業は、安倍総理、林農林水産大臣がオランダに行き、いわゆるアベノミクスの攻めの農業と言われる事業だと思うが、その中で去年から県が関わるようになった。この1年間で国と県の話合いはどれくらいやって、先ほど、来年度の竣工に向けてしっかりやるようにと国から言われているとのことだが、そういったことを含めてどういう話合いをやっているのか教えていただきたい。

生産振興課長

国とのやりとりは、週に何回という頻度で頻繁に行っている。内容としては、県としてしっかり取り組むこと、民間企業のコントロールをきちんとやること、実証内容についても専門家の意見を聴くことと言われている。一番大きな話は、いわゆる首都圏における唯一の拠点ということである。今まではこういう拠点がなかったので、国としては、千葉大学で視察などを行っていたと聞いている。国からは、首都圏でこれだけの施設ができれば、外国からの視察先にすることを考えていると言われている。きちんとした拠点として整備して、立派なものにしてほしい、と言われている。今年度に実施した事業の展示会においても、林農林水産大臣に「近いところにあるからしっかりやるように」と激励されている。

神尾委員

- 1 第52号議案にある卸売市場対策費の内容を伺う。
- 2 埼玉農林業・農山村振興ビジョン(案)について、埼玉県の農家は500万円の所得があるのか。どうやって農家1戸あたりの生産農業者所得の15%向上を目指すのか。単に、国よりも良い数字を目指すというように見えてしまう。15%向上の根拠を示してほしい。
- 3 作業道を今までにどれくらい設置したのか。また今後どれくらい設置する予定なのか。 さらに、このことにより、木材の搬出量はどれくらいになるのか。

農業ビジネス支援課長

1 今年度は、5年に一度の卸売市場整備計画の変更の年に当たっており、計画変更の検

討に必要な市場の施設整備状況などの基礎調査に関するもの及び卸売市場に対する制度融資の利子補給に関する予算を計上している。減額補正については、委託調査に係る入札に伴う執行残である。

農業政策課長

2 農業所得の概念は、収入から資材費等のコストを引いたものである。国の統計によると全国の農業所得は約500万円強である。埼玉県の農業所得の統計数値はない。生産農業所得15%向上の目標値は積み上げて作った数字ではない。国が示した農業所得を10年間で20%向上することは、現在と補助金等を含めた条件が変わらない前提条件において、各施策を実施して達成するとしている。これにどれくらい県が上乗せできるかだが、例えば、埼玉県の食品製造業が集積している強み等を生かしたオーダーメイド型産地の育成を支援する。水稲から加工用野菜に変更した場合、一定の単価等が確保できれば10アール当たり2倍から3倍の所得が見込める。また、米の特A取得などの高付加価値化やブランド化も支援し農家の所得向上を目指す。さらに、豚凍結人工精液の技術を活用して養豚農家の出荷頭数を向上させるなど、これら県の施策を総合して所得の15%向上を目指していく。

森づくり課長

3 今までの5年間に約300キロメートル設置した。今後5年間も約300キロメートル設置する計画である。今までは搬出間伐を主に行ってきており、平均すると年間約500へクタール実施してきた。搬出間伐により年5000立法メートル程度の木材を搬出している。今後は皆伐による木材生産を主としていく予定であり、仮に作業道を60へクタールの皆伐箇所に集中して設置すると、20,000立方メートルの木材搬出が可能となることが見込まれる。

神尾委員

- 1 融資はいくつの市場が受けているのか。
- 2 水田から野菜に切り替えても2割から3割の所得向上では誰もやらない。加工、販売までやらないと収益を上げることができない。オーダーメイド型産地を支援するに当たっても、食品加工業者がどのようなニーズを持っているか、どのくらい収益が上がるか生産者にきちんと説明することが必要である。また、経費や労力がどのくらい削減されるか説明することも重要であるがどのように考えているのか。

農業ビジネス支援課長

1 2つの市場に利子補給をしている。

農業政策課長

2 所得の向上のためには高値で売るだけではなく加工や6次産業化に取り組むことも必要と考えている。それには生産者が経営者となる人材力が必要と考えており、本ビジョンの中でも力を入れていきたいと思っている。また、コストを下げるには規模拡大、法人化も必要と考えている。農業で所得を得て産業としてしっかり成り立つことを県民に示せるよう農業政策を進めていく。

神尾委員

県内に市場はいくつあるのか。また、融資は手挙げ方式なのか。

農業ビジネス支援課長

卸売市場数であるが、32市場である。融資は市場の希望に応じて対応しており、手挙 げ方式となっている。

日下部委員

- 1 第43号議案について、埼玉県内に、今後整備すべき農地はどのくらいあるのか。また、それを全て整備するためには費用はいくら必要か。さらに、その整備は県費単独でできないのか。
- 2 第52号議案の繰越明許について、イオンは約10億円投資、県からは9億8,000万円を出す。ハウスの耐用年数が14年で貸付期間が9年とあるが、これ以降はどうなるのか。9年にした論拠は何か。イオンも民間だからただでは10億円を出さない。生産効率が良く、トマトが安く作れるとなると、県内のトマト農家を圧迫するのではないか。ここで作ったトマトはどうなるのか。その価格はどうなるのか。

農村整備課長

1 県内には、1反区画の水田が17,000ヘクタールある。これだけは大区画化を目指していきたい。また、費用であるが、1反100万円とすると、1,700億円となる。なお、国から50%補助を受けることができるので、これを活用して進めていきたい。

生産振興課長

2 県の財務規則第156条で土地の貸付期間は10年を超えてはならないとされており、貸付期間は平成37年3月までとしている。また、14年目以降はどうなるかであるが、耐用年数が14年間であるので、その間については処分制限がある。それ以降は、様々な新しい技術が出てくるので、県としてはその時点でイオンと協議していくが、ある程度の有効活用はしていきたい。また、トマトが安く売られることは想定していない。トマトは伸びている品目であるとともに、ここで生産されるものは、市場出荷ではなくイオンリテールで売る。イオンリテールの話では、再生産価格を割るような価格では販売できないと言っており、極端に安くなることは想定していない。

日下部委員

- 1 国の補助を活用して整備するとのことだが、県費を使って整備を進める考えはあるか。
- 2 イオンと県とで処分制限期間後の協議をしているというが、その協議の内容は開示できるか。

農村整備課長

1 国からの補助率は50%であり、県も27.5%を負担している。また、残りの22. 5%は市町や地元農家から負担していただいて事業を実施していきたい。

生産振興課長

2 先ほど答弁したのは、処分制限期間の14年を過ぎたときに協議するということであ

り、現在、協議はしていない。

日下部委員

トマトの価格がどうなって市場にどれだけ流通するかは、まったく分からないという理解でよいか。

生産振興課長

拠点の生産物は、イオンリテールの流通に乗る。価格については、その時々の市場価格もあるが、再生産価格を割り込む価格にはならないと考えている。いくらになるかについては、現時点では把握していない。

日下部委員

ここから生産されるトマトには、附帯決議の「事業のメリットを県内生産者が享受できるようにするべきである」ということが担保されていないと思うがどうか。

生産振興課長

事業のメリットは、技術を実証するということである。実証された技術を使い、県内農家にも品質の良いものを作っていただき、量ももっと作ってもらう。それにより、農家所得が上がると考えている。拠点で作るトマトは、現在の想定では年間990トンである。これは県内消費量のおよそ1.5%程度である。また、拠点で作るトマトは全国に流通するため、大幅に安くできるものではないと考えている。

日下部委員

公務員には分からないかもしれないが、民間の考えだと10億円投資したら絶対に回収 しようとする。安く売って元を回収するのが普通の民間業者の考え方である。価格につい ての締結書のようなものがないと、附帯決議の内容が担保されていると言えない。価格に 関して、県とイオンリテールで締結できる可能性があるのか。

生産振興課長

価格をいくらにするという締結はできないと考えている。投資の回収であるが、9億円を投資した上、生産コストもかかるので、安く売ると赤字になる。投資とランニングコストを考えた価格設定にしないと、利益が出ないと考える。

岡田委員

- 1 コンソーシアムの協定はないということは分かったが、規約はあるとのことなので、 規約の開示はできるのか。
- 2 事業期間などについて、昨年の予算特別委員会では、どのような説明があったのか。
- 3 トマトの種類は加工用トマトであると説明があったようだが、どのように予算特別委員会で説明したのか確認したい。
- 4 農家の意見要望を受けて事業を見直したというが、本当は県内農家の不安が払拭されていないのではないか。農家が一番危惧しているのは、イオンの一人勝ちになり地元農家のトマトが売れないということである。羽生では、イオンが県の補助を受けて農地の集約などの支援を受け、彩のかがやきを作った。その彩のかがやきが1,500円で販売され、普通の市場価格よりも安いと聞いた。県はこれを把握してイオンに対応をして

いるのか。トマトも米と同じことが起こる可能性があると思うがどうか。

生産振興課長

- 1 規約については開示可能である。
- 2 耐用年数や土地の貸付期間については、昨年の平成27年2月定例会の予算特別委員 会では説明していない。
- 3 今後、実証の中で加工用にも取り組むことができると思うが、とりあえず大玉の生食 用トマトの試験栽培を始めたい。
- 4 彩のかがやきが羽生のイオンモールで販売されていることは把握している。価格が 1, 5 O O 円というのはその時の価格で、ベルクなどではほぼ同じ価格で売られていたと認識している。 直売だともう少し高めで売られている可能性もある。

岡田委員

コンソーシアムの規約について資料要求したい。

委員長

岡田委員、委員会としての資料要求ということでよろしいか。

く 了 承 >

委員長

ただ今、岡田委員からコンソーシアムの規約について資料要求があったが、本委員会と して要求することに御異議ないか。

く 異議なし >

委員長

異議なしと認め、そのように決定した。

執行部においては、速やかに提出願う。なお、資料については、提出があり次第、控室 に配布しておく。

岡田委員

- 1 実際、羽生のイオンモールでは1,500円で売られていて、イオンでだけ米が安く 売られていると聞いた。間違いないと思う。そのことをきちんと精査しないでトマトの 生産に入ると危険だと思うがいかがか。
- 2 農家の意見要望を受けて見直した中で、価格についての農家からの意見要望はなかったのか。

生産振興課長

1 米の価格については、1,500円は税抜価格だが、税込価格で比較すると大きな差があるとはいえない。無洗米でなく普通の米の価格と認識している。その点を比べても、トマトの価格がほかの産地と比べて大幅に下げられることはないと考えている。特に、トマトは、スーパーにとっては高価格帯の良い商品と聞いている。再生産価格を割るような価格で販売されることはないと認識している。

2 価格等への要望について、いくらで売ってほしいという意見はなかったと記憶している。

岡田委員

農家から、価格についてはイオンと比較して、という話はなかったか。

生産振興課長

イオンと比較してどうこうという話もなかった。

伊藤委員

耐用年数の14年を超えた後にイオン側と協議をするとのことで、建ってみないとわからないこともあると思うが、今考えられる可能性として、建物をどうしていくのか、可能性として考えられることを教えていただきたい。

生産振興課長

一つには、時代がどんどん進めば新しい技術もどんどん出てくる。そういうものをそこで更に実証研究していくということが考えられる。もう一つの可能性としては、その場所 を県が有効活用させていただき、県が試験研究をするという可能性もあると考えている。

小島委員

委員の皆様方から様々な質問が出て議論されているが、我々は、昨年2月の予算特別委 員会で附帯決議を付けさせていただいて、施設については農家の要望等を聴いていただき、 地域の農家が取り入れやすいようになりつつあるのは認識している。しかしながら、来年 の工期まで、施設の方ばかり先行していて、我々の真意が受け止められてないのではない かなと思っている。先ほどから、企業名が挙がっている、イオンに事業協力をしていただ いて、大金を出していただいているのも十分理解するが、この事業は日本の農業を立て直 すため、農家の利益を上げるために行うものであり、企業のためにやっているわけではな い。県民や農家のための事業だと、国も位置付けていると思うし、我々もそう思っている。 このため、企業同士の契約ではなく、規約でお互い調整しながらやっているのであれば、 我々が附帯決議を付けた真意について協議いただきたいと思っている。今までの説明では、 研究と検証、販売はイオンアグリ創造とイオンリテールで行うとのことだが、県が主導と なって研究、実証実験をやれるようにしてもらいたい。また、期間は、当初の説明を受け た際は9年だと思っていた。資料もそのままであり、口頭だけで14年と言っている。1 4年経ったら、この場にいる人は誰もいなくなってしまう。そのような長いスパンではな く、ある程度実証実験が済んで、それなりの成果が出たら、県直営のハウスにすることは できないのか。例えば5年あれば、十分実証実験も済み、検証もできると思う。このよう な協議ができるのではないか。信頼関係があって、国とも毎週のように会っているし、事 業者や農家とも毎日会っているのであれば、協議して、我々が昨年附帯決議を付けた真意 を捉えていただきたい。間に合わないから建物ばかり先行しているように思われてならな い。県の直営ハウスにするという協議をする気があるのかないのか、部長にお聞きしたい。

農林部長

県がより主体的にこの事業に取り組んでいくべきだと私も改めて意を強く思っているところである。県としてどういったことができるかを考えていきたい。また、5年くらい経った

ら県の直営ハウスにできないのかという話であるが、国が10億円、イオンアグリ創造が9億円という事業スキームなので、国との関係、イオンとの関係があり、話をしてみないと、私としてここで結論を申し上げるのは難しい。国の関係では国の補助事業ということで当然国との協議が必要であり、補助金返還という問題がある。イオンアグリ創造との関係では事業取組時にそういう話を全くしていないので、県の直営のハウスにするという協議は非常にハードルが高いと思っている。相手のあることなので、この場で答弁できない。

【付託議案に対する質疑 (農林部関係・3月18日)】 小島委員

前回、事業期間を短縮して県内農家も早く技術を享受できるような仕組みに変えられないのかとの質問に対し、協議が必要だとの答弁であったが、この自民党県議団の提案について、どのような経過で、どのような協議を行ったのか。

農林部長

国及びイオンアグリ創造株式会社に御質問を伝えた。その回答であるが、国からは、「この事業は国の攻めの農林水産業の大きな柱と位置付けている。施設園芸の構造改革ともいえ、産官学全ての英知を結集させて農業にイノベーションを起こそうとするものである。全国10か所の拠点の中でも埼玉拠点は首都圏で唯一であり大きな期待を寄せている。何よりもまず、現在のスキームで拠点を完成させ、成果目標の達成に向け取り組んでいただきたい。イオンが5年間事業を行った後、埼玉県が主導して行うことは制度的に不可能ではないが、この件についてイオンの同意が得られないとなると、事業遂行は極めて厳しくなるのではないか」との回答があった。

また、イオンアグリ創造株式会社からは、「この事業の実施に当たっては、現行の事業計画でイオングループ内の合意を得ている。このため、お話しのあった5年後に県に譲渡することについては困難である。今後とも、国の基準や、埼玉県の募集要項等に基づき、埼玉農業のためにしっかり取り組んでいきたい」との回答があった。

県としては、両者からの意見を踏まえ、まずは、今の事業スキームで施設を完成させ、 成果目標の達成に向けた実証研究に取り組む必要があると考えている。引き続き、農家か らの御要望にも丁寧に対応しながら、県内農家のためになる事業となるよう、県が主導し てしっかり取り組んでいく。

日下部委員

9億円以上を投資するのだから、民間企業であるイオンは必ず投資を回収するはずである。先の答弁では、拠点から出荷されて流通するトマトは、生食用もありうるとのことである。価格に関しては、イオンリテールが決めることであり、県は関与できないとの答弁であったと思うが、どうか。

生産振興課長

販売価格については、県として「いくらにしろ」との話はできないものと考えている。

日下部委員

コンソーシアムの規約を見ると、県の役割として「コンソーシアムの全体調整に関する こと」と明記されている。価格を調整することは、全体調整に含まれると理解できるので はないか。

生産振興課長

ある程度の意見は言えるとは考えているが、「いくら以上で売れ」などの絶対的な話はできないと考えている。

【付託議案に対する討論】

前原委員

第52号議案平成27年度埼玉県一般会計補正予算について、反対の立場で討論する。 埼玉園芸生産力強化支援費の9億8,725万1千円の繰越明許費について議論があった。日本共産党は、平成27年度予算審議の際にスマートアグリについて、県民の財産である県有地を格安で提供し、特定の企業のみを支援する事業は認められない。ハウス1棟当たり約1,000万円などという高度先端技術は従来の中小企業のトマト農家にとって簡単に導入できるような生産技術でないと指摘した。

この間、規模の縮小はされたが当初に指摘した大企業の支援には変わらない。本委員会でも農業・農家の不安、企業独占、価格の低落などが懸念されるとの議論が行われた。農業をめぐる状況は大変厳しいものがある。1月18日には、雪のためにハウスが倒壊するなど災害があった。耕作面積の大幅減少や後継者の不足で危機にひんする埼玉農業を建て直すためには、家族経営を尊重し、全ての農家を育成すべきであり、特定の企業に偏った農業政策をやめるべきと、当初の時に指摘したことを再度申し上げ、本議案に反対する。

【第52号議案に対する附帯決議を求める動議についての説明】 神尾委員

ただ今配布した案文の朗読をもって説明に代える。

「埼玉園芸生産力強化支援費」については、昨年の2月定例会予算特別委員会において 「事業の執行にあたっては県内生産者への影響に十分注意するとともに、事業のメリット を県内生産者が享受できるようにするべきである」との附帯決議を付した。

しかしながら、県はこれまで十分にこの附帯決議に沿った対応を取ってきたとは言い難い。そこで、当委員会は県に対し、事業実施期間を5年程度に短縮し、その後、事業者から施設の譲渡を受け県の事業として実施し、県内生産者と共に技術の確立・普及を行うよう求めたところ、県は事業者に対し要請を行ったが、事業者は受け入れなかった。

この事業計画は、歴史ある旧埼玉県園芸試験場のほ場、その他の施設の大部分を民間事業者に貸し付けるものであり、極めて遺憾である。

よって、当委員会は、県内園芸生産者の技術の向上、生産力の強化のため、県が責任を持って実証・普及を一元的に行う体制が整ったと認められるまで、当該事業者に対する補助金支出の執行停止を求めるものである。

以上である。

【附帯決議案に対する質疑】

石川委員

- 1 この文章中、「しかしながら、県はこれまで十分にこの附帯決議に沿った対応を取ってきたとは言い難い」とあるが、その根拠は何か。また、「県が責任を持って実証・普及を一元的に行う体制が整ったと認められるまで」というのは、誰がどうやって認めるのか。さらに、どういうことで認めたと判断するのか。
- 2 「事業実施期間を5年程度に短縮し」とあるが、補助事業は14年間である。これを

- 5年にすることの影響をどのように考えているのか。
- 3 原案について賛成多数で可決しているのに、この附帯決議を付ける意味を伺う。また、 執行停止ということは、その分の歳入は要らないということになるのではないか。補正 予算は分割付託されているが、ほかへの影響についてどのように考えているのか。

神尾委員

- 1 昨年来、私たちは予算特別委員会でも質問し、特に生産農家のためになる事業であれば納得するということで、附帯決議を付けた。それを受け、県は今まで、民間の業者や生産者の団体等に対し、一応は説明を行った。しかし、私たちは、県内のトマト生産農家のためにはならないとの結論に達した。そこで、前回の附帯決議では、粛々と県が事業を進めてしまうので、この委員会できちんと内容を精査し、トマト農家のためになる事業であるということや、きちんと普及・実証ができるとなされたときに、よしとするための猶予期間を与えるために執行停止とさせていただいた。そのため、認めるのは、この委員会である。
- 2 実証研究は5年でかなりの成果が上がると考えている。そこで、その技術をトマト生産者の方々に提供するとともに、県がこの事業を主体化してほしい、県の主導でやってほしいとの思いである。民間企業が主体ではなく、県が主体となってトマト生産農家のための事業として展開をしていただきたい。そのためには、5年で大丈夫であろうということで、短縮をさせていただいた。
- 3 補正予算のほかへの影響はないと考えている。

石川委員

- 1 審査を通じて県内トマト生産農家のためにならないことが分かったというが、今までの委員会でも、トマト生産者のために技術を提供し、普及させるとの説明があった。また、県内のトマト生産者からは、「早く技術を教えてほしい」、「我々のためにもなる」、との意見が研修会でもあったと、執行部から答弁があった。そういったことが言われているのに、県内トマト生産農家のためにならない、と断言する理由は何か。
- 2 補助事業の期間が14年間であるものを、5年間に短縮することの影響を伺う。イオンアグリ創造、国、地元の久喜市に対しての影響も伺う。久喜市では既に農業農村基本計画を作成し、その中で新しい技術を取り入れて、農業を活発化させようとの計画ができており、冊子の印刷も発注している。こういったことへの影響をどう考えているのか。

神尾委員

1 トマトの生産農家から、「ためになるので是非やってほしい」との声もあったというが、 私たちには、生産農家の方から「自分たちのためにならない」という声が、逆に多い。 私たちは現場の声を聴いて、もっと早く先端の技術を身に付けてもらいたいという思い である。そのため、この事業期間は確かに14年間とあるが、早く普及させるためにと、 執行部が国に話をし、制度的に不可能ではないとの回答を得た。ただし、民間事業者側 に説明をし、了解を得る必要があるというのが国の考え方でもあり、また、県も事業者 に一所懸命働き掛けたと思っている。しかし、この事業者は、規模も大きく、組織で動 いていることから、すぐに回答はできないと思っている。その事業者の組織をしっかり と理解しながらも、今後、県内トマト生産農家のためになりうる事業になってほしい、 それが私たちの願いである。そして県が主導を取りながら、生産者の県内の農家のため になる事業に転化していただければ幸いと思い、この附帯決議を提出した。 2 このような印刷物等への影響であるが、そのことよりも私は農家を大事にしたい、農家の所得を上げたいという思いで、いままでずっと農業関係者のために働きながら、現場の声も聴いてきた。国の回答、はこの事業をきちんとやれるならば、制度的にも期間を短縮することに問題はない、見直しを県が主導するなら不可能ではない、というものであったと思う。執行停止に関して、事業者は県の意思を酌んで見直しの検討をしていただけると考えている。そして、県内のトマト生産農家のために事業者が本当に体を張ってきちんと事業を実施し、先端技術を早く普及させていくということが、この委員会で示されたら、私は執行停止を解除すべきだと思っている。しかし、現状では、それが分からないので、一時、執行を停止していただきたいという決議文である。

石川委員

- 1 生産農家のために、との考え方は理解できるが、事実誤認があるのではないか。今まで執行部も説明しているが、トマトの生産農家のためになることも行っているし、現状でも技術の移転、提供を行っている部分もある。5年後を待たなくても、実施している部分について、どう考えているのか。
- 2 原案に賛成しているのに、附帯決議を出した。この考え方を伺う。
- 3 今の時点で、技術を提供している部分もあると思うが、執行部から説明してほしい。

神尾委員

- 1 現場の声を聴いての動議である。予算に対して賛成した上で動議を出したということについては、私たちもこの委員会でいろいろ質問して議案には納得したが、執行に対してこの動議を出しているところである。技術移転に関しては、私たちは今までのことでは不十分だと思っているので附帯決議させていただいた。
- 2 予算の原案は賛成だが、これからの執行を危惧しているので、これを執行停止という 考え方でいる。

生産振興課長

3 今までにも、例えば次世代トマト研究会や生産農家を集めて研修会等を実施している。 その中で、今分かっているような技術、例えば炭酸ガスのやり方などの何年か前と最近 では違っている技術を農家に普及している。農業技術研究センターで様々な研究を行っ ているが、分かった技術については農林振興センターを通じて農家にその都度普及して いる。ここで行う実証研究については、今後も、農林振興センターを通じて広く普及す ることを考えている。

石川委員

今までのやり取りも過去にあったが、新しい技術や良い技術は、事業が全部終わってからではなく、実証でき次第農家に普及していく、ということでよいか。

生産振興課長

その時点で分かった技術については、農林振興センター等を通じて農家に普及していき たいと考えている。

石川委員

提案者に伺う。県は、分かった時点で生産農家のためになることを教えて生産性を上げ

ていくということで、農家に寄与したいと考えている。5年で区切る意味はないのではないか。なぜ突然5年が出てきたか、根拠を示してほしい。

神尾委員

私たちも地元の声を聴きながら検討をさせていただいた。それを全てゼロにすることはできない。実証実験をして、その技術をすぐ伝えているということだが、実際に現場でどうだったのか、すぐ普及されたのかどうか疑問である。しかし、今回の事業はスパンが決められている。5年あればすべて実証されるだろうと思っている。5年の間に県でこの事業を主体化してほしい。県が事業主体となり、県のトマト生産者にこの事業を展開してほしい。5年であればできるだろうと、そういう思いで5年とした。

石川委員

5年の根拠を言っていただきたい。5年間で全ての実証の結果が出ると考えているのか。 5年で出るということを前提に、結果の有無をこの委員会で審査していこうというのか。

神尾委員

この事業の14年間という期間を短縮化したい。5年でできないものは10年あってもできない。私は、事業期間を短縮して短期間で実証をきちっとして、それを受けて県が主体となる方が意味があると思い、この期間を設定した。

石川委員

事業期間を5年に短くすることについて、イオンや国に対する影響をどう考えているのか。執行停止を掛けておいて、5年以内に実証試験の結果が出せる時間があると考えているのか。

神尾委員

附帯決議には拘束力がない。農林部長の答弁では、国からは制度的に不可能でないと回答があり、事業者からは5年間の事業とすることは現時点では無理であると回答があったとのことである。その間に執行をしようとするのであれば、その努力をしてほしい。5年で検証できると私は思う。そのくらいの期間でやるべきだ。その短期間でできないものは、10年やろうが15年やろうができない。この間に、事業者が主体でなく、県が主体になってほしい。今のままだと、事業者が主体である。県内のトマト生産者のために、県が主導で施設の運営などをしてほしい。そういう思いでこの5年を定めた。予算には賛成だが、執行に当たっては、事業者とよく検討していただき、県の思いや県内生産者の思いを伝えて、企業と協議をしてほしい。その後、この委員会で実証普及ができると思ったら解除すべきと思う。

神尾委員

予算はそのままだが、執行を停止して、事業者に対してもまだまだ働き掛けてほしいし、 県が主体者となって生産者のためになる事業にしてほしいという思いで、附帯決議を出さ せていただいた。

石川委員

1 5年間とした場合のイオンと国に対する影響をどのように考えているのか。

2 附帯決議を付けて執行停止を求めている上に5年以内に結果も出せと言っている。時 系列で考えれば、執行停止が解けるのがいつかは分からないが、時間が過ぎていく。仮 に残りが3年になったところで、結果が出るのか。

神尾委員

- 1 国は理解をしていると思う。ただし、事業者がまだ納得していない。しかし、私たちは県内農家へのメリットを早く出していただきたいため、この附帯決議をさせてもらった。
- 2 事業実施期間の5年程度とは、事業を開始してからである。補助事業は平成28年度 いっぱいだと思う。その期間に事業者とよく協議をしていただきたい。その後、5年程 度というふうに短縮をさせていただく。

井上委員

- 1 執行部に伺う。仮に執行停止になった場合、国との関係はどうなるか。イオンからい ろいろな要求があると思う。執行停止による全ての影響、考えられることを教えていた だきたい。
- 2 提案者に伺う。「実証・普及を一元的に行う体制」とあるが、先ほどから神尾委員は、「きちっと」と言っているが、極めてあいまいではないか。一元的とは、施設を県に譲渡して県が主体となって県だけでやっていくという理解でいいのか教えていただきたい。

神尾委員

2 一元的とは、施設が整備された後の運営については、イオンと生産団体との協議で県が主体となってやっていただきたいということである。それが、埼玉のトマト生産農家のためになると思っている。

生産振興課長

1 国からは平成28年度中に施設整備を完了し、速やかに実証研究を開始するように指導されている。このスケジュールに間に合わないと国から事業承認が取り消される可能性がある。事業承認が取り消された場合は、これまでに交付を受けた国庫補助金の返還、イオンからは多額の損害賠償請求を起こされることが予想される。また、農林水産省はじめ民間企業などからの信頼が損なわれることが想定される。

井上委員

一元的ということだが、「施設の譲渡」とあるのは、要はイオンをたたき出したいということだと思う。施設譲渡ができるはずはないではないか。民間企業が投資しているのに5年経ったら県に渡せという話はおかしい。

執行部から、国に聴いたら制度上は不可能ではない、という話があったが、国も想定していない話である。あるはずのない話の中での、「制度上は不可能ではない」、という回答だと思う。

このような、一民間企業の業務を妨害するようなことをしていては、イオンだけの話では終わらない。損害賠償や契約解除になったら、イオンだけではなく他の民間企業も埼玉県に誘致できない。民間企業が県と一緒に事業を行うことが不可能になる。それについて、御認識はどうか。

神尾委員

私たちは、イオンを出そうとしているわけではない。この事業は全国10か所で実施しているが、そのうち4か所が埼玉県と同じようなことをしている。ほかの6か所は事業者が土地を見つけている。附帯決議の説明の中で話したが、旧埼玉県園芸試験場を全て貸し付けるのはいかがなものか。歴史ある試験場の土地を、県として生かしていくことが大事であると考える。イオンを出すとか出さないではなくて、この事業が県の主体性の中で国と連携をしながら、事業者と協議しながら埼玉県のトマト生産農家のための事業となってほしい。このように考え、私たちは附帯決議を出した。

井上委員

ほかの所では事業者が土地を自前で用意しているという話だが、それは土地を出すか金を出すかの形の違いだけではないか。ほかの所は、土地は出さないけど金を出しただけである。県が土地を出したことを問題にするのはおかしい。県がイオンに限らず民間企業と仕事をすることになったときに、今回の案件がどういう影響を与えると考えているか。影響はないと考えるのか。その認識を教えていただきたい。

神尾委員

私は、影響はないと思っている。

江原委員

国から承認が取り消される場合があると聞いた。補助金の返還や損害賠償請求される可能性もあるとのことだが、その金額はどのくらいになると想定しているか。

神尾委員

私は、この事業を県がきちっと対応すれば影響はないと考えている。どのくらいかは分からない。

江原委員

損害賠償請求の額も分からないし、補助金の返還額も分からないが附帯決議を付けるという認識でよいか。

神尾委員

私はこの事業が駄目になると思っていない。トマト生産農家のためにやっていると思っている。考え方を少し変えてほしいと言っている。

江原委員

現行のスキームでいかなかった場合に、事業承認が取り消される可能性があるということだが、それについて、どのように考えるか。

神尾委員

仮定の話はしていない。県が主体になってほしいことだけを言っている。

江原委員

補助金支出の執行停止を求める附帯決議を行っても、事業承認が取り消される可能性もないし、補助金の返還もないし、損害賠償請求も求められない、というお考えでよいか。

神尾委員

仮定の話はしていない。埼玉県のトマト生産農家のためになるようにやってほしい。

江原委員

仮定の話は答えられないとのことだが、想定はしないといけない。損害賠償が発生したときに、それは全て県民の負担となる。先ほどから農家がメリットを享受できるようにという話をしているが、県民については、想定していないということについてはどうお考えか。

神尾委員

ないがしろにしようとは思っていない。きちっとやってほしいと県にお願いしている。 成功してほしいと、ただそれだけである。

【附帯決議案に対する討論】

井上委員

執行停止の附帯決議に反対する立場から討論する。

本事業は、そもそも攻めの農業と言ってきた、国の肝煎りで始まった。農業の成長産業化を実現するために、産官学の英知を集積し全国10か所で実証研究をするが、そのうち7か所がトマトを生産するということである。

フルーツトマトとか加熱用のトマトとか、伸び代があるためトマトが選ばれて、埼玉県が首都圏唯一の拠点ということで、最先端園芸研究施設ができて、そこで得た実証結果を 地元農家に還元し、県内農家の技術力・競争力を向上するということは、全国15位とい うトマトの出荷量に甘んじている我が県にとっては、大きなチャンスと思う。

先ほどから県内農家に旨味がないという話だったが、いつでも誰でもこの研究結果にアクセスできる。それにもかかわらず、県内農家に何もいいことがないということは、事実誤認も甚だしい。

イオンという大手流通企業グループが関わることで、県内生産者に不利益が出るということだが、本事業でできるトマトは990トンである。これは県内トマト消費量の1%台に過ぎない。まして、イオンはここで栽培される990トンを埼玉県内だけで売るはずがない。当然、全国の流通ネットワークを使って全国展開していくものである。本県にはほとんど影響ないと思う。むしろ、脅威になっているのは、熊本県、北海道、茨城県や千葉県である。それぞれ埼玉県の数倍、熊本に至っては、12万トンであるから10倍の出荷量である。そこを相手に我が県は戦っていかなくてはいけない。そういう中で、こういう取組をしていかなくてはいけない。

次世代施設園芸の研究施設ができれば県内農家の利益が下がるという論理は、次世代自動車の研究施設ができたら、そこではもう車は売れないと言っているのと同じ論理だと思う。

本事業のコンソーシアムメンバーであるトマト生産農家、全農埼玉県本部、久喜市から、 現行計画のままで続けてほしいと要請が出ている。

本事業を執行停止することになれば、その影響は計り知れない。条件を満たせば、執行

停止を解除するから影響は少ないという言い訳は全くできない。国は事業の承認を取り消して、県は利息を付けて補助金を返す。国との信頼関係が崩れたら、今後、国の事業が県に回ってこなくなる可能性もある。

動き出している本事業を執行停止してイオンが発注しているハウスの建設工事が中断することになる。イオンは業者とハウスを作るために契約を結んでいるので、莫大な金額の 損害賠償請求されるのは当たり前である。その賠償金の出所は自民党県議団ではなく、県 民の血税から支払われることになる。大変な問題である。

イオンとの信頼関係が断絶されるにとどまらず、埼玉県は契約の相手方として信用ならないという噂は全国の民間企業に行き渡る。これ以後の、県内への企業誘致や県と民間企業が協力して事業を行うことは相当困難になる。とりわけ、次世代先端技術の実証結果を活用できなくなることで、トマトの産地化が図れず、本県の農家、本県農業の成長の芽を摘むことになる。

県議会が誰のために仕事をしているのかよく分からない。議案を通したにもかかわらず、 その返す刀でいきなり事業の執行停止をするという、まったく不合理な行動が理解できない。

国との関係が崩壊して、民間企業との信頼関係が断絶して、県内農業の未来の可能性を潰すという、議会が一民間企業の業務を妨害するような、執行停止の附帯決議には断じて替成できない。

是非、自民党の方には、今回の決議による、県と県民への影響を真剣に真摯に考えていただくことをお願いして附帯決議への反対討論としたい。

石川委員

附帯決議への反対討論をする。農業生産者のためにというのは皆同じだと思う。ただ、 附帯決議を出した背景に事実誤認がある。今まで散々審査でも話が出てきたが、実証の結果を還元するというのは常に行っていくということで説明が尽きている。審査の中で、提案者は現場の人の声を聴いたら「困る」との意見もあったと言っているが、そうではない意見もたくさんあったと執行部からも話が出た。両方あるというのは認めていただきたいと思う。

ただ、附帯決議の審査の中で分かったのは、5年以内とした根拠がないことである。5年くらいでできるだろうと思っているだけで5年と言っている。また、国やイオンからの損害賠償については想定していないということである。しかし、附帯決議を付け、執行停止を求めるくらいのことであれば、想定しておく責任があると思う。よってこの附帯決議案には反対する。

岡田委員

イオンよりトマト農家を守るということはとても重要なので、賛成する。1年前から附帯決議が出ているのに訴訟されるおそれがある事業を続けた県の責任は重いと考える。当初から、イオンと提携することや募集要項などをこの委員会できちんと諮っていればこのようなことにはならなかったと考えている。本コンソーシアムは千葉市に本拠地があるが、きちんと埼玉県内のトマト農家に技術を普及できるか疑問な点もあるので、しっかりとした一元的な体制を速やかに整えて、執行停止が解けるようにできることを求めて賛成する。

日下部委員

賛成の立場から討論させてもらう。私どもは議案には賛成可決している。これを否決す

ると52号のほかのものが全部否決されてしまうことになるので、これは通す。ただ、価格に関して全く県が口出しできない。これでは地元農家が守れないので、このことがしっかりと担保されない限り、この附帯決議に私は替成する。

【所管事務に関する質問(県有施設への太陽光パネルの設置について)】 神尾委員

3月1日の埼玉建設新聞に、深谷市内の福川の廃川敷で太陽光パネルを設置するとの記事が掲載され、昨日、事業者説明会があったようだ。これまで県有施設の屋上を太陽光パネルの設置のために貸し出すという話は聞いていたが、河川敷でやることは聞いていない。土地を20年にわたって貸し付けるとのことだが、河川敷は土地も低いことから災害などの心配もある。事業のやり方が変わるのにもかかわらず、委員会にも説明がなかったのはどういうことか。

環境部長

今回の場所は、河川堤防外の公園として使われていたところで、廃川敷ということではあるが、河川区域でない。昨年、議案が修正された強化堤防に設置することとは全く違うものである。これまで県有施設への太陽光パネル設置については、屋上で事業を進めてきた。今回が第4次の募集であるが、遊休地で進めるものであり、県有施設の有効利用という観点から、これまでの路線の延長と考えていた。委員会等に報告しなかったことはお詫びする。

神尾委員

河川敷の外側で行うということは理解したが、今回の手続きは問題ではないか。地元である江原委員や私が、地元の方から「知らなかったのか」と言われる。県として、問題ないと判断したのだろうが、その場所が適地かどうか、私たちとしても判断していきたい。議会と執行部が前向きな姿勢で取り組めるようお願いしたい。また、土地の所有者は県であるのか。

環境部長

現地は県の普通財産である。

神尾委員

場所等が変わるのであれば、委員会にも報告し、議会軽視をしないようにしてもらいたい。

環境部長

今回の事例を踏まえ、今後こういったことがないよう協議をし、事業を進めさせていた だく。

小島委員

1 県有施設の屋根を活用する事業はまだ理解できるが、現状、使われていない土地だからといって、20年間も契約をするのはいかがなものか。施設の屋根であれば、施設の更新の際等に見直しができるが、使われていない土地だからと、年々条件が悪くなっている太陽光発電に乗り出すのは、リスクがあるのではないか。一度パネルを設置してし

まうと、20年間も土地が使えなくなってしまうのも問題ではないか。

2 これまでのとおり県有施設の屋上ならばよいかと思うが、今後は、職員住宅などの県 有施設を廃止して空き地ができた場合には、県は太陽光を設置していく考えなのか。

温暖化対策課長

1 福川の廃川敷は市街化調整区域であり、地元の自治会長とも相談し、今後の利用予定がないとのことだったため事業を進めているものである。

環境部長

2 福川の廃川敷は、今後、市街化調整区域であり、20年間は利用予定がないということで判断した。今後は、1件ごとに土地利用を考えて委員会に諮っていきたい。

小島委員

県は、使われていない県有地があれば、今後も太陽光パネルを設置していくのか。

環境部長

必ず設置するものではないが、地元産の再生可能エネルギーを確保していきたいというのが基本的な考えである。20年以上利用できないような土地があれば、太陽光パネルを設置することはある。